令和４年度　調布市立柏野小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学校教育法
- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 東京都いじめ防止対策推進基本方針
- 東京都教育委員会いじめ総合対策
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会基本方針
- 調布市教育委員会いじめ防止対策委員会設置要綱
- 調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会設置要綱
- 調布市いじめ撲滅の手引き

目指す児童像
○考える子　◎思いやりのある子　○健康な子

○目標策定の方針
いじめ問題に正面から対峙し，解決に導くために，
- 教職員が組織的に対応する。
- 保護者，地域住民，関係機関等との緊密な連携を図る。

いじめ防止等に関する学校の目標

○「いじめをしない，させない，見過ごさない」という雰囲気をつくる。
○児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
○「いじめは，絶対に許されない」という強い信念の下，教職員の人権感覚を高める。
○いじめの早期発見のために様々な手段を講じ，早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに，適切で毅然とした指導を行う。
○保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め，一体となっていじめ問題に対応する。

＜いじめ防止等のための校内組織＞
①　生活指導夕会（毎週１回，金曜日）・生活指導部会（毎月１回）
・生活指導職員会（年間２回）・いじめ防止に関する研修（学期１回）
②いじめ防止対策委員会（随時）…校長，副校長，主幹教諭，生活指導主任，養護教諭，当該学級担任，当該学年主任，専科，スクールカウンセラー

○スクールカウンセラーとの連携
- 相談室日誌を活用して，担任との情報交換を密にする。
- カウンセラーだよりや学校だより等で，保護者からの相談を受け付けることを呼びかける。

○教職員の研修
- 教員の人権意識向上のため，人権教育プログラムや人権ニュースを活用して，いじめに関する研修会を３回実施する。
- 情報モラル研修会を実施してネットによるいじめに対処する。

○児童・生徒のアンケート及び聴き取りの実施
- アンケートを年に３回実施して，児童の悩みや人間関係を把握し，共に解決しようとする姿勢を示し，児童との信頼関係を深める。

いじめの未然防止・早期発見のために

＜未然防止のために＞
○児童が安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
○人権週間には，児童主体の取り組みを推進する。
○スマートフォンなどを使ったいじめを防止するため，携帯安全教室など情報モラル教育を推進する。
○分かる授業づくりを進める。全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
○生活指導の観点から授業を参観し合う機会を設け，参考にし合うようにする。

＜早期発見のために＞
○全教職員で児童を見守り，気付いたことを共有する。おかしいと感じた児童がいる場合には，学年や生活指導部等で気付いたことを共有し，大勢の目で児童を見守る。
○アンケートを年に３回行ったり，児童との面談期間をつくったりして，児童の悩みや人間関係を把握する。また，相談箱の設置や「24 時間いじめ相談ダイヤル」の周知などを働きかける。
○スクールカウンセラーによる全員面接を５年生に実施する。

○保護者・地域との連携
- 児童が発する変化のサインに気付いたときは，早急に学校に相談することをお願いする。
- いじめ問題に関する情報を発信する。（学校便り，学校ＨＰ，等）
- 学童クラブ，ユーフォーと連携を図る。
- 学校サポートチーム（学校評議員，民生・児童委員，保護司等）と連携を図る。

いじめの対応

生活指導主任会報告内容（いじめを認知し，学校で組織的に対応する場合）

①実態把握の観点	②指導・支援の基本姿勢	③＜被害児童の支援＞
いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。	いじめ対策委員会の構成員 校長，副校長，主幹教諭，生活指導主任，養護教諭，当該学級担任，当該学年主任，スクールカウンセラーなど いじめの関係者間における争いを生じさせないよう，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。	いじめを受けた児童・保護者に対する支援 ＜加害児童の指導＞ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 ＜いじめが起きた集団への指導＞ 臨時の学級会や集会等により，いじめは絶対に許されない行為で，根絶しようという態度を行き渡らせる。

生活指導主任会報告内容（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携
犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センターすこやか，多摩児童相談所，調布警察署等）

＊重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
②被害の児童への緊急避難措置の検討、実施
③指導室にスクールカウンセラーの派遣を要請
④加害の児童への懲戒や出席停止の検討
⑤警察や児相等との連携
⑥緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	音楽「うたでなかよしになろう」（1年）音楽「うたでともだちのわをひろげよう（2年）		NTT ドコモ携帯安全教室（5年）		国語「話し合ってみんなの考えをまとめよう」(3年)		社会「情報を生かすわたしたち」（5年）		「いのちと心の教育」月間人権週間		体育「ボールゲーム」(4年) 社会「世界の人々と共に生きる」(6年)	
生活指導	ふれあい月間（6月）						ふれあい月間（11月）			ふれあい月間（2月）		
学校行事	入学式 始業式	運動会			移動教室（5，6年）		柏野発表会				6年生を送る会	卒業式
特別活動	集団生活のルール ←―― ふれあいタイム・たてわり遊び ――→											
道徳科	個性の伸長	集団への参加と責任	生命尊重 いじめ防止	公徳心		思いやり	感動と畏敬	思いやり いじめ防止	国際理解	家族愛	郷土愛 いじめ防止	愛校心
家庭・地域	保護者会	調布市防災教育の日	学校公開 個人面談	保護者会		学校公開		保護者会	道徳授業 地区公開講座		授業参観 保護者会	